

会議の公開について（案）

小田原市の条例や規則について

小田原市情報公開条例（一部抜粋）

第24条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。

小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱（一部抜粋）

第2条 審議会等は、会議を開催する場合は、あらかじめ当該会議の公開の可否について、決定しておかなければならない。ただし、公開を決定した会議の開催中において、当該会議を公開しないこととするべき事由が生じたときは、当該審議会等の定めるところにより、当該会議を公開しないことができる。

- 2 審議会等は、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

整備推進委員会管理運営専門分科会のうち議題（2）運営組織の検討についての公開について

会議の公開について

以下の理由を考慮して、非公開とする。

- ・事業費や組織の体制といった、現時点で公開できない情報について審議、審査、調査等を行うこと。

審査結果等の公開について

会議や審査については、上記のとおり非公開とするが、市民への説明責任を果たし、審査等の公平性・透明性を確保する必要があるため、委員会資料や選定の経過、会議の概要など、以下のものについて、可能な限り公開に努めることとする。

- ・委員会の概要、資料の一部

小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会規則

平成25年3月29日規則第5号

小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、芸術文化創造センターの整備に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 劇場、音楽堂等の施設設計に関して専門的な知識を有する者
- (2) 劇場、音楽堂等の舞台設備に関して専門的な知識を有する者
- (3) 劇場、音楽堂等の管理及び運営に関して専門的な知識を有する者
- (4) 都市計画、景観等に関して専門的な知識を有する者
- (5) 文化政策、アートマネジメント等に関して専門的な知識を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(分科会)

第5条 委員会に、次の表の右欄に掲げる所掌事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる分科

会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

名称	所掌事務
建設計画専門分科会	芸術文化創造センターの建設計画に関する事項を調査審議すること。
管理運営専門分科会	芸術文化創造センターの管理運営に関する事項を調査審議すること。

- 2 分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。
- 4 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、分科会の会議に準用する。

（関係者の出席）

第7条 委員会又は分科会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の事務は、文化部文化政策課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。